〈研究ノート〉

あるジャワ農村の現状

――インドネシア・中ジャワ州クラテン県ウェディ郡の事例

間瀬朋子(大阪経済法科大学 アジア太平洋研究センター)

はじめに

世界銀行(世銀)インドネシア事務所は2011年1~3月4半期経済報告書のなかで「インドネシアの中間層(2005年の購買力平価で1日ひとり当たり2~20ドルの支出が可能な人)が約1億3400万人(総人口の56.5パーセント)いる」と発表した。日本貿易振興機構(JETRO)のウェブサイトをみると、インドネシアのひとり当たりGDPは2009年には2590.1ドルだったが、2010年には生活に最低限度必要な衣食住がこと足りるといわれる3000ドルのラインを超えて3004.9ドル、2012年には3562.6ドルになっている。国民の半数以上がかなりのスピードで中間層化を遂げているとして、インドネシア政府はもとより、各国の政府や財界、さまざまな国際機関も、ポスト・スハルト期の経済成長をたたえている。

しかし、インドネシアを少し歩けば、昨今の中間層化の流れについていけない人びとがたく さんいることがわかるのではないだろうか。「都 市の回りに広がる農村部にはまだ多くの低所得層や貧困層が滞留する」(佐藤百合『経済大国インドネシア――21世紀成長の条件』2011年、中公新書)と言われるように、農村は経済成長から取り残されているように思われる。筆者が見聞きするところ、少なくともジャワ島中部・中ジャワ州クラテン県(図1を参照)の農村では、農業で生計を立てる人びとの大半が、昨今の中間層化の流れから取り残されている。

たとえば、彼らの多くは比較的安価な携帯電話を所持しているが、通話や携帯メールをするためのプリペイドカードを買う余裕がない。村からほど近い郡の中心部に、国内大資本のコンビニや国内資本のファストフードチェーン店が参入してきたり、インターネットカフェができたりしているので、彼らはときどき、ハンバーガーをかじったり、オンラインゲームを楽しんでいる

他方で、彼らの多くは、ビタミン剤や簡単な 薬をくれるだけの公的な簡易医療施設 (プスケ スマスと呼ばれる保健所など) 以外の、いわゆ

図1 ジャワ島地図



(出所) 筆者作成

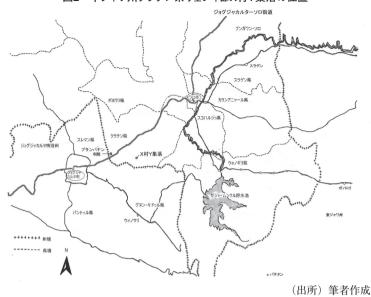


図2 中ジャワ州クラテン県ウェディ郡X村Y集落の位置

る病院でケガや虫歯を治療したり、子どもの制服や修学旅行の費用を捻出することに、いつも苦心惨憺している。州や郡などのさまざまなレベルで貧困者向け医療保険制度が準備されているにもかかわらず、その保険の受給者の選択には不平等がつきまとい、ほんとうに保険を必当ないるとは限らない。国民皆保険をめざすインドネシア政府の試みである社会保険制度(BPJS)への加入も、2015年の初めの時点で、まだジャワ農村周辺では徹底されていない。

稲の収穫によって現金収入を得ても、日常の生活品を購入した雑貨屋への借金を返済したり、擦り切れた子どもの靴を買ったりすれば、往々にして数週間後におこなわれる次期の田植えのための資金が手元に残らなくなる。結論から言えば、このような経済的な困窮が中ジャワ農村の現実である。

本稿は、筆者が中ジャワ州クラテン県ウェディ郡X村Y集落(図2を参照)にて実施中のフィールドワークに関する中間報告である。中ジャワ農村で農業に従事する人びとの経済的な状況を描写したり、それに考察を加えたりするが、聞き取りや観察がまだ不十分なために分析しきれていない内容も多々含まれている。それらについては、今後の報告を待たれたい。

1 X村の概観

ジャワ島中部ジョグジャカルタ特別州から東へ伸びるジョグジャカルターソロ街道は、クラテン県の平野部を貫いている。この街道をジョグジャカルタとソロ(スラカルタ)の中間点よりややジョグジャカルタ寄りの地点で南に入ると、ウェディ郡にたどりつく。その周辺には蘭印政庁時代からいくつかのタバコやサトウキビの農園企業が存在してきた。

表1にみるとおり、ウェディ郡の南部に位置するX村は標高約150メートルで、人口3268人(男性1584人、女性1684人)、世帯数834世帯を擁している。同村は筆者が集中的にフィールドワークをおこなっているY集落を含む14集落を擁し、宅地総面積は4万900ヘクタールである。

[表1] X村概要

22112 111311121	
人口	3268人
世帯数	834世帯
世帯当たりの平均人数	3.9人
総面積	139.4ha
水田総面積	98.5ha
職田面積	11.1ha
村落財政田面積	不明
恩給田面積	不明
個人所有田面積	不明
宅地面積	40.9ha
水田所有世帯数	207世帯

統計上、イスラームを信仰する人が圧倒的に 多い。中間層化するインドネシア社会では、「宗 教的な義務の履行や制度的な拡充とともに、マ ーケットに適応した"ポップ"なイスラームが 流通している | (見市建『インドネシア――イス ラーム主義のゆくえ』平凡社、2004年)と言われ たり、「イスラーム的な価値の大衆化」(野中葉 「第8章 イスラーム的価値の大衆化」 倉沢愛子 編著『消費するインドネシア』慶応義塾大学出 版会、2013年)の現象がみられると指摘されてい る。X村周辺の人びとは、土着信仰にもとづくス ラマタン (ジャワ世界における共食儀礼) を日 常的に実施しながら、そのうえにイスラームが ゆるやかに覆いかぶさったかたちの信仰が、自 分と自分の家族を貧困や病気から守ってくれる と信じているようにみえる。

最近では、礼拝所の設置や結婚相手の紹介などの「サービス」をかざして、排他的なイスラーム組織であるイスラーム伝道協会(LDII)が村に入り込んできて、十数名の信徒を獲得している。X村Y集落で日常的にベールをかぶっている女性は全員、LDIIのメンバーである。いっぽうで、LDIIメンバー以外の女性による日常的なベールの着用、男性による金曜礼拝への参加、断食月における断食義務の遂行などは徹底されないままである。

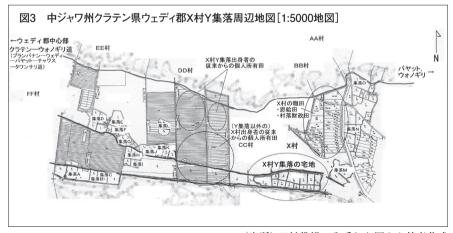
いまのところ、X村周辺で教義的なイスラームが強く意識されたり、イスラーム的な価値がなによりも優先されたりする段階にあるようにはみえない。LDIIの日曜集会に信徒が欠かさず通うのは、欠席すれば罰金(ひとり当たり3万ルピア

[約270円]) を支払わなくてはならないという理由が大きいように思われる。

他方で、スラマタンや各種冠婚葬祭の場面でコンデ(シニヨン状に結ったつけ毛)の代わりにベールを身につける女性が目にみえて増えたことや、クルアーン児童教室(TPA)の設置などをつうじて子どもへのイスラーム教育が盛んになったことは、農村でもイスラーム的な価値が以前よりも重視されるようになっている証拠だと言えるのかもしれない。

X村は2006年5月末のジャワ島中部地震で大打撃を受け、90パーセント以上の住宅が全壊したが、インドネシア政府のほか、IOM(国際移住機関)などの国際機関や各国NGOなどからの住宅復興支援金をつかって、同地の人びとはどうにかこうにか最低限の住宅の再建を果たした。とはいえ、日々食べるだけで精一杯な状況にあるために、いまなお多くの人びとは雨風をしのぐだけの住環境に生きている。屋敷地(宅地)や住宅を所有していない世帯は、X村にはみられない。

X村に畑地という土地利用・農地区分はなく、農地はすべて水田である。稲作は一般的に、年約2回(2年間に5回)のサイクルでおこなわれている。稲作を終えた水田の水を切り、畑地として利用することで、ピーナッツ、ナガササゲ、メロンなどを換金作物として栽培する季節もある。X村の水田総面積は、98.5ヘクタールである。10メートル弱×200メートル内外の細長い短冊状に分割され、1パトック(1枚)当たり0.2~0.3ヘクタールの広さになっている。クラテン一ウォノ



(出所) X村役場で入手した図から筆者作成

ギリ道に接するために交通アクセスもよいX村の 北東部には、11.1ヘクタールの職田、恩給田、村 財政田が設けられている。柄谷行雄(「インドネ シアの農村社会―ジャワを中心として|北原淳 編『東南アジアの社会学』世界思想社、2000年) によると、農村部に居住する公の役職者(行政 村の長や役人)に対して給付される水田が職 田、これら(筆者の調査地では村長)が退職し た際、その生存期間中だけ恩給として給付され る水田が恩給田、小作人に貸しつけることによ ってその小作料を村の財政収入にするための水 田が村財政田である。個人所有田は村の北西部 にまとめて存在する。水田地域と宅地地域は距 離的に離れている(図3を参照)。

X村において水田を所有する世帯は207世帯あ る。世帯主が水田を所有しないまま主に農業に 従事して生計を立てている世帯(農民世帯)は 582世帯ある。村落財政田は、年一度の競りをつ うじて村びとへの利用が許されている。2012~14 年ごろの場合、1パトック当たり年間300万ルピア (約2万7300円) ほどで落札されるのが一般的で あった。しかし、村落財政田貸し出しのための 競りに参加するのは、一部の富裕層や権力に近 い人などに限られているようにみえる。

2 X村Y集落の生業と水田所有の状況

X村Y集落は、6寡夫世帯と15寡婦世帯を含む 139世帯で構成されている。X村の東端に位置する 部分に、Y集落の宅地は広がる。表2にみるとお り、世帯主が主に農民として生計を立てている 世帯 (農民世帯) は57世帯 (全世帯の41.0パーセ ント)、出かせぎに行って生計を立てている世帯 は31世帯 (同22.3パーセント)、自営業で生計を 立てている世帯は19世帯 (同14.4パーセント)、 集落外へ転出した子弟からの送金で生計を立て ている世帯は12世帯(同8.6パーセント)、公務員 (またはその退職者など、それに準ずる人) とし て生計を立てている世帯は7世帯(同5.0パーセン ト)、家畜・家禽の飼育をおこなって生計を立て ている世帯は4世帯 (同2.9パーセント)、私立学 校の教員や薬局勤め人などいわゆるホワイトカ ラーの仕事によって生計を立てている世帯は3世 帯(同2.2パーセント)、そのほかの6世帯に関し ては何年にもわたって留守のため詳細不明であ

[表2] X村Y集落世帯主の主な生計手段	(人)
農業	57
出かせぎ	31
自営業	19
送金受領	12
公務員およびそれに準ずる仕事	7
家畜・家禽の飼育	4
私立学校教員や薬局勤めなどのホワイトカラーの仕事	3
不明	6
合計	139

表3で農業によって主たる生計を立てる世帯主 の副業についてみると、世帯主が農業と合わせ て家畜・家禽の飼育をおこなう世帯が13世帯、 住まいの周辺でアイスクリーム売りや縫い子な どをする世帯が5世帯などである。

[表3] X村Y集落世帯主による副業	(人)
家畜・家禽の飼育 アイスクリーム売りや縫い子などの自営業 レンガ造り タニシの採取・調理・いちばへの販売 非公式の村落宗務役	13 5 2 1
非公式 切削洛示伤仅	

表4にみるとおり、世帯主が主に農業をし、そ の配偶者が世帯外で農業労働者などとして農業 に従事する共稼ぎ世帯は14世帯、世帯主が主に 農業をし、その配偶者が零細なモノ売り業、サ ービス業、手工業に従事するような共稼ぎ世帯 は10世帯ある。

[表4] X村Y集落世帯主の配偶者の就労状況

(人) 21 農業労働者 14

零細商人(農産物集頁,いちは商売なとに促事)	10
家事労働者	2
家畜・家禽の飼育	1
陶器づくり	1
セールス	1
乳幼児専門のマッサージ師	1
配偶者と死別・離別している世帯	6
合計	57

世帯主が農業に従事する以外に副業をもって いたり、世帯主を手伝うという以上のかたち で、その配偶者が仕事をもっていたりする世帯 は、筆者の予想よりも少ない。X村Y集落近辺に 農業以外の就業機会が乏しいことと、かなりの 手間を要するために、農業以外にまで人びとの

主婦

手が回らないということだけがその理由なのかどうか、いまのところ不明である。

表5にみるとおり、Y集落139世帯のうち水田を 所有しているのは、47世帯(全世帯の33.8パーセント)である。そのうち、世帯主が主に農業で 生計を立てている世帯は、20世帯(水田所有世帯 の42.6パーセント)にとどまる。

「表5」X村Y集落における水田所有状況

	(世帯)
水田所有	47
現在,職田を利用中	2
水田非所有	90
合計	139

[表6] X村Y集落水田所有世帯のおもな生業 /共業

	(ロ'カ')
農業	20
送金	11
公務員およびそれに準ずる仕事	7
出かせぎ	5
自営業	4
	47

そのうち4パトック以上を所有する2世帯と2パトック以上4パトック未満を所有する3世帯をのぞけば、1パトック(0.2ヘクタール程度)以下を所有する世帯ばかり(42世帯)であることが、表6でわかる。1パトック以下しか所有しない世帯(42世帯)のうち、1/4~1/2パトックを所有する世帯が12世帯にのぼる。そこには、厳密に言えば水田を所有しているのではなく、現在の世帯主が亡くなるまでの使用権を得ているという3世帯も含まれている。水田を所有する47世帯のほかに、職田として4パトックを得て利用している村長代理(伝令役)と村書記役の2世帯が存在している。

[表7] X村Y集落水田所有世帯による所有面積

	(田田)
4パトック以上	2
2パトック以上4パトック未満	3
1/2パトックより大きく1パトック以下	30
1/4パトック以上1/2パトック以下	12
合計	47

3 X村Y集落でおこなわれている稲作

Y集落周辺で栽培される稲の品種は、田植えから110~120日前後で収穫できるものがほとんどで、ハイブリッド高収量品種のIR64や2003年ご

ろ登場し陸稲としても栽培可能なパグンディッのほか、チヘラン、ミコンガ、ムンティッ・ワンギ、マンブラモなどという稲が、現在一般的である。

Y集落で稲作に従事する人がどのぐらいの収益を得られているのかを知るために、便宜上1パトックの水田を1)所有する、2)リース(賃借り)する、3)分益小作人として耕作するというそれぞれの場合を仮定して、試算をおこなってみよう。

稲作にかかる主なプロセスのうち、耕起(鍬 入れあるいは荒起こしと犂起こし)、田植え、 施肥、除草、刈り入れ、脱穀には、労賃を払っ て農業労働者やそのプロセスを専門におこなう ための機械や道具を所有する人を雇う。耕起に 際して作業請負農業労働者グループに12万ルピ ア (約1090円) の労賃とその食事代、田植えに 際して作業請負農業労働者グループに18万ルピ ア (約1640円) の労賃とその食事代、除草に際 して7:00から16:00まで働く農業労働者に9万ルピ ア (約820円) の労賃とその食事代、収穫に際 して作業請負農業労働者グループに30万ルピア (約2730円)の労賃、脱穀に際して脱穀機を持っ た人に8万ルピア(約730円)の労賃などが掛か る。そのほか、苗籾代10万ルピア(約910円)、 チッソリン酸カリウム混合肥料と尿素などの肥 料代24万ルピア (約2180円)、殺虫剤5万ルピア (約460円) なども必要である。これらの合計約 120万ルピア (約1万910円) が、自前で水田を1 パトック所有して稲作をおこなう場合の生産費 用である。

リースで稲作をおこなう場合、年間約150ルピア (約1万3640円) (年間2サイクルの稲作をすれば、1サイクル当たり75万ルピア [約6820円]) のリース代が追加される。したがって、その場合の生産費用は195万ルピア (約1万7730円) となる。110日余り栽培し、標準的な収穫にこぎつければ、Y集落界隈では1パトックの水田から1.65トンほどの乾燥籾が収穫できる。これを精米すると、およそ950キログラムになる。

Y集落界隈での稲作の分益小作制の場合、地主 (水田経営者)と小作人が収穫を等分するかたち で、小作人が小作料を支払うマロ分益小作制が 基本とされている。つまりこの制度のもとで、 小作料として収穫の半分(精米475キログラム) を支払ったあとで小作人が得られるのは、収穫の半分(精米475キログラム)である。地主が肥料と農薬を準備するケースもみられるが、原則的には収穫までの一切の生産費用は小作人の負担となる。

平均4人で構成されるY集落界隈の世帯は、1日約1キログラム(1カ月約30キログラム)の精米を消費する。次回の収穫までの少なくとも4カ月間は、今回収穫した精米を備蓄して食いつなぐ。したがって、備蓄分を差し引いたあとの換金可能な収穫は、所有田の場合830キログラム、リース田の場合830キログラム、マロ分益小作田の場合355キログラムである。

Y集落界隈における精米取引価格が1キログラム当たり6000ルピア(約55円)であれば、換金可能な収穫から(精米換算にした)生産費を清算すると、所有田で630キログラム、リース田で505キログラム、マロ分益小作田で155キログラムの精米が手元に残る。これをすべて売却して収穫の現金化を図るならば、表6にみるとおり、所有田で378万ルピア(約3万4360円)、リース田で303万ルピア(約2万7550円)、マロ分益小作田で93万ルピア(約8460円)を得られる。これらが1パトックの水田で1サイクル(約3カ月間)の稲作をおこなうことによって生み出される収益(現金収入)である。

現在、世銀の貧困線はひとり当たり1日2ドルの所得を基準としている。聞き取りや毎日の買いものの仕方などの観察から推測するならば、Y集落の大多数の人びとはこの基準を大幅に下回る経済的状況に置かれている。備蓄米があることを前提に、Y集落の各世帯が必要とする生活費を1日当たり2万ルピア(約180円)という最低ラインで見積もれば、向こう4カ月間で240万ルピア(約2万1820円)の現金(生活費)が必要になる。たとえば、野菜や豆腐や食用油を買ったり、子どもに学校でなにか買い食いする程

度の小遣いをやったり、体調不良やちょっとしたけがをしたときにプスケスマスで診察してもらうために支払ったりするような、日々の生活に必要な現金である。1パトックの所有田で稲作をおこなって無事収穫にこぎつけた場合、この生活費を満たしたうえでまだ138万ルピア(約1万2550円)が手元に残る。リース田の場合、同様に63万ルピア(約5730円)が残る。マロ分益小作田の場合、1サイクルがもたらす収益だけでは、必要な生活費のすべてを満たすことができない。計算上、147万ルピア(約1万3360円)の赤字が出てしまう。つまり、マロ分益小作人として1パトックの水田を耕すだけでは、当該世帯は到底食いつなげないということである。

Y集落において世帯主が主に農業で生計を立てている57世帯のうち、水田を所有しているのは20世帯である。表9をみると、そのうち11世帯は、みずからが所有する水田だけを耕作しているが、そのほかの世帯はほかにリース田を調達したり、分益小作人になったりすることを兼ねながら、農業経営をしている。

すでに述べたとおり、水田を所有していると言っても、その所有面積はごく小さい。表8によると農業で生計を立てている世帯主が1/2パトックの所有田だけを耕作する場合、1サイクルの稲作によって、収穫後4カ月間に消費する精米を獲得できるが、収益(現金収入)は189万ルピア(約1万7180円)、月額に直せば63万ルピア(約5730円)にとどまる。これで当該世帯に必要な生活費をまかなっていかなければならないとすれば、カツカツの生活になる。そこで、零細規模の水田しか所有しておらず、農業(稲作)だけでは生計を維持することが難しい世帯主は、所有田を耕すほかに、リース田を調達したり、別の農業経営者のもとで分益小作人になったりしながら、農業に従事している。

水田を所有していないのに農業で生計を立て

「表8」X村Y集落の1パトックの水田で1サイクルの稲作をおこなう場合の収穫量、生産費、現金収入

	所有田の場合	リース田の場合	マロ分益小作田の場合
収獲量(精米)(の取り分)	950kg	950kg	475kg
自家消費量備蓄後の収獲量	830kg	830kg	355kg
生産費	120万ルピア	195万ルピア	120万ルピア
生産費(精米換算)	200kg分	325kg分	200kg分
生産費相殺後の収獲量	630kg	505kg	155kg
現金収益	378万ルピア	303万ルピア	93万ルピア
最低必要生活経費支出後の残額	138万ルピア	63万ルピア	マイナス147万ルピア

ようとする世帯主たちが、さらに厳しい状況に置かれていることは、言うまでもない。表10に目を移すと、彼らもさまざまなかたちで農地を獲得し、農業にたずさわっていることがわかる。

[表9] X村Y集落の水田所有農民世帯による農業経営形態

	(世帯)
個人所有田のみ	11
個人所有田+リース田	6
個人所有田+分益小作田	2
個人所有田+リース田+分益小作田	1
合計	20

[表10] X村Y集落の水田非所有農民による農業経営形態 (世帯)

	(— 113 /
分益小作田+農業労働	11
分益小作田	10
農業労働	3
リース田	2
リース田+分益小作田	2
リース田+分益小作田+農業労働	2
不明	7
合計	37

だれもが零細規模の水田(農地)しか所有していないY集落では、集落内で農業労働者として働く機会はあまりない。だれかが所有する零細な水田がリースに出される機会も、だれかの水田で分益小作人になれる機会も、それほどたくさんあるわけではない。したがって、農業収入をめぐって、水田所有世帯と水田非所有世帯のあいだにそもそも大きな違いはない。水田を所有しているか否かではなく、どれだけたくる所有日、リース田を獲得しているか、手にしている所有田、リース田、分益小作田でメロンなどの収益性の高い作物を栽培できるかどうかで、Y集落周辺における農民世帯の収入は決まってくるのである。

水田非所有の農民世帯であっても、気力と体力さえあれば、分益小作人と農業労働者を兼ねつつ、稲作ばかりでなく、たとえばメロンなど特定の換金作物の栽培に積極的に乗り出すことをつうじて、1サイクル(約3カ月)の農業期間中に、零細な水田を所有するだけの世帯よりも多くの収入を得ることができる。メロンの栽培ルス性の病気の発生で、収穫までたどりつけない場合も多々ある。しかし、無事収穫までこぎつければ、メロンの市場価格は比較的高く、かなり大きな収益を獲得できる可能性がある。

水田を所有していないうえに、リース田や分益小作田などの経営農地も得ないまま、農業労働者として生計を立てようとする3世帯はいずれも寡婦世帯であり、その経済的な困窮ぶりが想像される。

4 X村Y集落における経済的な貧しさの根源

ここまでみてきたとおり、Y集落の経済的な貧しさの根源は、1) 一部の世帯主がわずかな広さの水田を所有しているだけである、2) 農民の経営農地が小さいうえに、経営農地を得る機会も限られている、3) にもかかわらず、農業という生業に執着する世帯主が多いということにありそうである。

表11にみるように、Y集落の水田所有は、購入ではなく、自分方あるいは配偶者方からの相続にもとづくケースが圧倒的に多い(水田所有世帯の93.6パーセント)。村びとの財産や地位の相続継承については、父系・母系が選択可能な選系出自にもとづいているが、水田をめぐってもそうである。

[表11] どのように水田を所有するに至ったか(世帯)

	(r= .m.)
自分の親からの相続	34
配偶者の親からの相続	10
購入	3
合計	47

Y集落周辺で水田を購入する機会が、それほど 頻繁にあるわけでない。水田が売りに出される のは、当該水田所有世帯が子弟の学費や就職費 用として、あるいは家族成員の病気治療費とし て、まとまった額の現金を必要とするときに、 ほぼ限られている。たとえば、子弟3人を検察官 に育て上げたある世帯を例にすると、子弟が検 察官になろうとするたびに、いまは亡き元世帯 主が日本軍政期以来買い漁ってきた集落界隈の 水田をつぎつぎに売り払って、就職費用をまか なった。その結果、現在家族の手元にはわずか2 パトックの水田が残るだけになっている。

水田を所有する世帯がそれをリース(賃貸 し)に出すのも、同様の場合が多い。それ以外 の機会に、Y集落界隈で新たな経営農地を探そう とするならば、職田を有する非農民世帯、ある いは水田を所有する非農民世帯に交渉するか、

あるいは村落財政田の競りに参加するか、とい うことになる。新しい経営農地を獲得する機会 は、それほど多くないと言ってよい。

零細規模で、じゅうぶんな生活の糧を生み出 せない農業に見切りをつけて、出かせぎに踏み 切ったとしても、どういうわけか長つづきせず に、Y集落での農業に舞い戻ってくる世帯主が多 いということも、Y集落の経済的な貧しさにつな がっているように思われる。Y集落の世帯主のう ち68人(全世帯の48.9パーセント)に出かせぎ経 験があるにもかかわらず、現在まで出かせぎを つづけている世帯主は31人しかいない。出かせ ぎ世帯のうち15世帯は、夫婦で出かせぎに行っ ている。出かせぎ先をみると、全員がジャカル タ(とくにジャカルタ南部のパサール・ミング とチブブル)である。出かせぎ業種をみると、 モノ売り(とくにアイスクリーム売りといちば での野菜売り)、警備員、ホテル従業員、家事 手伝い、運転手、建設現場工などが多い。しか し、2~3年で出かせぎ先を引き払い、Y集落に戻っ てふたたび農業で生計を立てるようになったと いうケースが散見される。聞き取りによれば、2 ~3年の出かせぎで貯蓄をし、それを投資するこ とで「よりよい農業 | 「よりよい生活 | ができる と見込んで帰郷しているわけではなく、「出かせ ぎがイヤになったから、帰郷した」という人が ほとんどである。帰郷した人の多くは、零細規 模の水田所有の農民または水田非所有の農民に 舞い戻り、食うや食わずの暮らしをしているこ とになる。

現時点で、その理由を合理的に説明するのは 難しい。Y集落で食うや食わずの暮らしをするこ とをジャカルタで出かせぎ暮らしをするよりも よしとする人びとのメンタリティについて、観 察と聞き取りをつづけていく必要がある。サト ウキビとたばこの農園企業が活動する地域に隣 接したY集落において、クリフォード・ギアーツ が説明するような「貧困の共有」の精神が当て はまるので、食うや食わずの暮らしをしてでもY 集落にとどまろうとするのかどうか、不安定・ 不じゅうぶんであっても農業という就労機会に 依存できるからそうしようとするのか、今後も 観察をつづけ、慎重に分析をおこなう必要があ る。

Y集落の近隣に位置し、循環型の出かせぎ者を

送り出している地域と比較すると、Y集落からの 出かせぎ先駆者たちが移住型の出かせぎを志し たため、その出かせぎ収入は集落の道路の改装 やモスク建設などへの寄准、あるいは「出かせ ぎ御殿 | が建つなどのかたちでY集落に還元され にくく、後続者に出かせぎの「旨み」を実感さ せるのが難しい。その結果、後続者たちは出か せぎにそれほど魅了されることなく、出かせぎ から離脱しやすくなったとは言えるであろう。 聞き取りによると、Y集落を離れ、ジャカルタへ 出かせぎに行き、そのままジャカルタでの生活 をつづける人びとは、Y集落に残した家族に対し て多額の仕送りをしているわけではない。それ は、出かせぎ先 (移住先) のジャカルタでの生 活費がかさむことにも起因している。

おわりに

Y集落139世帯のうち、世帯主が主に農業をお こなって生計を立てている世帯(農民世帯)が 57世帯あった。そのうち20世帯が水田を所有し て、37世帯が水田を所有しないまま農業をおこな っている。しかし、水田を所有する農民世帯で あっても、その大多数は0.1~0.3ヘクタール程度 (1/4パトック~1パトック) の零細な水田を所有 しているにすぎない。このような零細な水田し か所有しない農民世帯と水田をまったく所有し ない農民世帯とのあいだに農業経営上の大きな 違いはない。みな一様に苦しいなかで、水田を リースしたり分益小作人になったりして経営農 地を獲得する、あるいは農業労働者になること を組み合わせながら、Y集落界隈の農業における 就労機会を確保することが、食いつないでいく ために重要になっている。

世帯主が副業をも、配偶者も仕事をしていな い場合、零細水田所有や水田非所有のY集落の 農民世帯が、生活費として1日に支出できる金額 は、ひとり当たり1日2ドルという世銀の基準を 大きく下回っている、と想定される。前掲の表8 のデータにもとづいて言うならば、自前で収穫 したコメの備蓄があることを前提に、一世帯当 たり1日1万~4万2000ルピア(約90~380円)を 支出しながら食うや食わずの暮らしをしている のが、Y集落の大半の農民世帯である。